

平成20年 6月12日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 水田明男 殿

大阪大学総務部長
岩切平治



平成20年5月22日付け夏季一斉休業に係る
申入れに対する回答

本学では、「国立大学法人大阪大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する細則」をはじめとする各労働時間細則において、特別休暇のうち、いわゆる夏季休暇については、夏季における一斉休業をもって、これに充てることのできる旨規定しており、年次有給休暇をもって充てることとはしておりません。

さらに、週の所定労働日数が4日以下であるために、夏季休暇の付与日数が3日に満たない者等については、夏季一斉休業期間中の出勤日を特別休暇（有給）（「その他大学が特に認めたとき」として）を付与することで対応しております。

なお、夏季一斉休業については、可能な限り大学全体として実施することが期待されますが、部局等ごとに事情が異なること等から、実施の有無や休業日の設定を含め、その具体的判断は当面各部局等に委ねることとしておりますので、念のため申し添えます。

以上